

那珂川サケ資源有効利用調査募集要項

調査の内容 さけの釣獲調査

1. 調査日 平成30年11月1日・2日・3日・4日・5日
6日・7日・8日・9日・10日・11日・12日の12日間
※調査が中止となった場合の代替日はありません。また参加者の自己都合による指定日の代替えは行いません。
2. 調査時間 午前7時から午後2時まで
3. 調査区間 那珂川本流右岸・藤井川合流点より下流450mの間
4. 対象魚種 シロサケ
5. 受付時刻 午前6時30分から正午まで
6. 受付場所 常磐道 那珂川大橋 上流500m藤井川合流点右岸
(水戸北スマートインターより北方500m右岸)
7. 釣獲方法 釣り(ルアー、餌釣り)。針はシングルフックのみ。
竿は1人1本まで。ただし予備の竿の持参は認めます。
なお、立ち込み(川の中へ入る)は現場状況が危険なため一切禁止とします。
8. 釣獲尾数 1日につき5尾まで
なお、釣獲したサケは、オスメスを問わず必要な測定等の処置を行った後は、すべて持ち帰ることができます。また、持ち帰りを希望しない場合、サケは実行委員会に引き渡していただきます。持ち帰りのために必要な梱包資材等は各自で用意して下さい。
9. 施設利用料 1日利用につき6,000円
10. 応募資格 釣りマナーに精通し、那珂川サケ有効利用調査の諸規則を遵守し、秩序を保つことの出来る成人に限ります。
なお、実行委員会は調査状況について撮影し、広報資料等の一部として用いる場合がありますことをあらかじめご了承願います。

1 1. 募集人員及び定員 各日40名 合計480名以内

1 2. 募集期間 平成30年8月20日(月)から

平成30年9月 3日(月)まで(当日消印有効)

※8月20日以前の消印の場合は受け付けませんのでご注意ください。

1 3. 応募方法 往復はがきによる応募のみとします。

募集期間内の消印のあるもののみ有効。

往復はがきの裏面に、参加希望者の①郵便番号②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤性別⑥電話番号・ファクス番号(携帯等連絡のつきやすい番号。緊急連絡先を兼ねます。)⑦希望日(第3希望日まで順に記載)を記入して下さい。

【応募にあたってのご注意】

※往復はがき1通につき希望者1名のみ有効です。

(1通のはがきにご本人以外のお名前を加えて記入されましても無効となりますのでご注意ください。)

※希望日は、はがき1通につき第1希望から第3希望日まで記載できますので、今回の調査員募集につきお一人様1通のみのご応募として下さい。

(何通もお送りいただいてもすべて無効となりますのでご注意ください。)

※送付先は、下記調査委員会事務局。

※なお、返信面の表面には、忘れずに、返信先の住所あて名を記入して下さい。

1 4. 採捕従事予定者の決定

①決定 募集期間終了後、直ちに応募日別に決定します。募集人員を超えた場合には抽選にて決定します。

②決定通知 調査従事予定者の決定は、返信用はがきにて通知します。返信用はがきの住所宛名は忘れずにお書きください。

なお、採捕従事予定者が料金納入期限までに料金納入がなかった場合は、落選者のうちから再抽選を行い、最終当落を決定し連絡致します。再抽選当選者には、事務局からご本人へ連絡致します。

③料金納入

返信用はがきにより採捕従事予定者の決定通知を受けた方は、利用料金を9月14日(金)必着で、必ず現金書留で納付してください。

なお、いかなる場合でも納付された利用料金の払い戻しはいたしませんのでご了承願います。

また、現金書留を送付する際に、封筒に、以下の資料を必ず同封して下さい。それら資料が同封されておらずと、茨城県知事あて特別採捕許可の

申請を行うことができなくなり、ご本人は調査への従事できませんのでご注意下さい。

(現金書留に同封するもの)

(1) 現金

(2) 本人住所が確認できる、運転免許証または健康保険証(住所記載部分含む)のコピー 1枚

(3) 本人の顔写真(正面无帽、サングラスをかけていないもの、大きさは3cm×2.5cmサイズ) 1枚

上記の採捕従事予定者は、調査に従事するため茨城県内水面漁業調整規則に基づく茨城県知事の特別採捕許可を受ける必要があります、申請手続きは実行委員会が行います。

1 5. 採捕従事予定者承認証の発行

利用料金を納入していただいた方には、採捕従事予定者承認通知書、誓約書、会場の略図、調査要領規則等の関係書類を郵送します。

なお、審査の結果、特別採捕許可が不許可となった場合は、その旨、実行委員会からの通知とともに、納入していただいた利用料金の半額を払い戻します。

1 6. 釣獲調査当日の手続き等

受付開始は午前6時30分からとします。現場受付に、従事予定者承認通知書と自署された誓約書とを提出し、採捕従事者の確認を受けて下さい。

このとき、調査従事者を示すゼッケンを貸与しますので、調査中は常に着用して下さい。

1 7. 調査への従事にあたっての注意事項

(1) 調査従事者は、調査中は常に貸与されたゼッケンを必ず着用するほか、調査の開始は実行委員会による合図に従うこと。

(2) 秩序維持の観点から、受付開始時刻の前に、置き竿等によりあらかじめ場所を確保するような行為は行ってはならない。

(3) 調査従事者は諸規定を遵守し、実行委員会の指示に従うなど、円滑な調査に努めるとともに、安全に十分留意した上で従事すること。

(4) 調査の終了は、制限尾数を釣獲した場合、または実行委員会の調査終了の合図による。それ以外での調査終了時刻以前の終了は任意とする。

(5) 釣獲調査終了後、調査従事者はゼッケンを返却し、実行委員会が行う本調査に関するアンケートに回答していただきます。

なお、貸与したゼッケンの紛失、破損、あるいは著しい汚損があった場合は、その調査従事者はゼッケンの費用を弁償すること。

(6) 要項等に反する行為や実行委員会の指示に従わないときは、その調

査従事者（以下「違反者」という。）は調査従事者の資格を失い、違反者の本調査への従事は以後認めない。なお、違反者が調査で採捕したサケについては没収する。

18. 応募申込先及び問い合わせ先

〒311-4303 茨城県東茨城郡城里町石塚 1684-1

茨城県那珂川サケ資源有効利用調査実行委員会（那珂川漁業協同組合内）

TEL 029-288-3034

（お問い合わせ時間 平日午前9時から午後4時30分まで）

19. その他

調査従事者は以下の行為を行ってはならない。

- (1) 要項に反する行為
- (2) 釣り場の不用な独占等，他の調査従事者との軋轢を生じる行為
- (3) 実行委員会の指示に反する行為
- (4) ゴミの投棄
- (5) 路上駐車
- (6) 焚き火
- (7) その他公序に反する行為，危険行為

